様式コード							
2	2	4	6	0	2	4	健
3	2	4	6	8			船
届書コード							
2	4	6				書	

(

(電話)

) — (

) — (

)

事務センター長 所 長	副事務センタ <del>ー</del> 長 副 所 長	グ ル ー プ 長 課 長	担 当 者

日・オーストリア社会保障協定 厚生年金保険・健康保険・船員保険 適用証明期間継続・延長申請書 ◎ ※欄は記入しないでください。 ◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。 令和 年 月 日提出 ① 事業所の記号 ② 被保険者整理番号 ③ 生年月日 ⑦ 個人番号(または基礎年金番号) □ 5. 昭和 丘 月 □ 7. 平成 □ 9. 令和 ⑤ 協定相手国 ④ 就労の開始年月日 ⑥ 就労の終了予定年月日(継続・延長後) ⑦ 適用証明書要否 (西暦)年 月 日 送 (西暦)年 月 (オーストリア) 0.要 信 024 1. 否 ⑦ オーストリアにおける事業所の名称\*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。 ⑦ オーストリアにおける事業所の所在地\*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。 (8) 被 保 険 者 氏 工 性別 \*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。 (フリカ゛ナ) 名 姓 □ 1. 男 口 2. 女 おけ 日 国 に 被 保 険 住 る 所 (フリカ゛ナ) 考 備 裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。 受付印 (所在地) 事業所の 所在地 (名称) および 社会保険労務士記載欄 名称 (事業主氏名) 氏 名 等

# 申請にあたっての留意点

この申請書は、すでに適用証明書の交付を受けている厚生年金保険の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、その事業主が日本年金機構に延長された期間についての適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 日本の事業主の命により、派遣開始年月日から5年を超えない期間まで、オーストリア国内で就労を継続すると見込まれる場合
- b. 何らかの事情で、派遣開始年月日から5年を超えて、オーストリア国内で就労を継続することとなり、延長が認められないと重大な不利益 を被る場合

なお、上記b. に該当する場合は、日本年金機構があらかじめオーストリアの担当機関との個別協議により合意を得ることが必要となります。

申請書を提出した後、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続が必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・オーストリア社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からオーストリアの実施機関に提供することがあります。

# 申請書の記入方法

#### 「③ 生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

#### 「⑦ 個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

- 基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。
- ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

### 「④ 就労の開始年月日」:

適用証明書交付申請書の申請時に記入した「就労の開始予定年月日」(すでに交付されている適用証明書の「期間」欄の初日)を西暦で記入 してください。

### 「⑥ 就労の終了予定年月日(継続・延長後)」:

当該申請に係る就労が終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

## 「⑧ 被保険者氏名」:

申請する被保険者の氏名を「漢字」、「カタカナ」および「ローマ字(大文字ブロック体)」で記入してください。

### 「分 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、「備考」欄にその旨の記入をお願いします。

#### 「⑪ 期間延長の理由」:

延長しなければならない理由および延長期間の必要性を具体的に記入してください。

# 添付書類

この申請書に、すでに交付されている適用証明書の写しを添えて提出してください。